

競 技 規 程

第1条 この規程は、本会定款第69条に基づき定める。

第2条 本会は、次の公式競技大会を開催する。

(1) 本部公式大会

イ. 春夏秋冬季本部公式大会

ロ. 本部公式大会

ハ. ブロック本部公式大会

ニ. 全日本選手権大会（一般）

ホ. 全日本女子選手権大会

ヘ. 国民体育大会及び国体リハーサル大会、グランド・マスター大会、ビギナーズ・マッチ大会、JOC ジュニアカップ大会については、本部公式大
会扱いとする。

(2) 地方公式大会

イ. 都道府県協会が主管する公式大会

ロ. 日本学生クレー射撃連盟または芸能文化人ガンクラブ、パラ・クレー部
会が主管する公式大会

ハ. ランニング・ターゲット部会が主管する公式大会

(3) その他理事会及び総会の承認を受けた競技大会

2. 本部公式大会の日程や会場地等の変更は、理事会の承認を経て行ない、地方
公式大会の日程や会場地等の変更は、競技委員会の承認を経ることとする。

但し、変更するときは、止むを得ない事情を除き何れも大会開催日の 30 日前までを原則とする。

第 3 条 各競技大会は、国際ルール及び国内ルールを適用する。

第 4 条 競技参加資格は、都道府県協会・部会を通じ、本会に個人登録した者、本部登録会員、または理事会において当該競技大会への参加が認められた者に限られる。

第 5 条 各競技大会の競技会場は、本会が公認した射撃場とする。

第 6 条 本部公式大会は、競技委員会が会場選定マニュアルに基づき決定し、理事会の承認を経て確定する。

2. 都道府県協会は、地方公式大会の開催にあたり、毎年 11 月末日までに、大会名称、日程、開催地、その他の必要事項を記入の上、競技委員会に申請する。申請事項については、競技委員会の協議により決定し、理事会の承認を経て確定する。

但し、地方協会が主管する競技大会は、第 2 条の本部公式大会と日程が重ならないよう、47 都道府県を東西に分け、東日本区域で本部公式大会が実施される場合は東日本区域における地方公式大会の開催は行わず、西日本区域で本部公式大会が実施される場合は西日本区域における地方公式大会の開催は行わないこととする。なお、東西の区分定義は次の通りとする。

東日本区域：北海道、東北、関東、北信越の各ブロック傘下都道府県

西日本区域：東海、近畿、中国、四国、九州の各ブロック傘下都道府県

また、関東ブロックを除く各ブロック内において、**2つ以上**の地方公式大

会が重ならないよう、計画しなければならない。関東ブロックについては、

登録会員数や地方公式大会の実施回数を考慮し、構成する**1都8県**を上下

に分け、それぞれの区分内で**2つ以上**の地方公式大会が重ならないよう、

計画しなければならない。なお、上下の区分定義は次の通りとする。

上区域：茨城、栃木、群馬、埼玉

下区域：千葉、神奈川、山梨、東京

第7条 大会参加料は次の通りとする。

1. 本部公式大会 (125個撃ち + 決勝) 23,000円

口. ハ (100個撃ち) 13,000円

ハ. ハ (75個撃ち + 決勝) 15,000円

ハ. 地方公式大会 (200個撃ち) 17,000円

二. ハ (125個撃ち) 14,000円

(125個撃ち + 決勝) 20,000円

ホ. ハ (100個撃ち) 11,000円

なお、地方公式大会については、主管する地方協会または部会は、奨励金や地

方公式参加料のうち、次の金額を本会に納付しなければならない。

1 地方公式大会 (100・125・200個撃ち)

奨励金納付金として参加人数毎に 1,000円

2 地方公式大会（100・125・200 個撃ち）

地方公式参加料納付金として参加人数毎に 1,000 円

第8条 各競技大会で使用する装弾、クレー標的は、本会が検定し、公認したものを使
用しなければならない。また、銃器については、ISSF が制定する国際ルール
に準拠したものを使用しなければならない。

第9条 この規程による競技大会に出場した選手の成績は、公式記録として登録され、
100 個撃ちもしくは 125 個撃ち単位で次年度のランキングに資する。但し、記
録の締め切りは毎年度末日とする。

第10条 第9条に基づく単位は次の 2 種類に区分し、クラス分けをした上で記録する。

1. 100 個撃ち

3A クラス： 100～96 点

2A クラス： 95～93 点

1A クラス： 92～90 点

B クラス： 89～80 点

C クラス： 79 点以下

2. 125 個撃ち

3A クラス： 125～120 点

2A クラス： 119～116 点

1A クラス： 115～112 点

B クラス： 111～100 点

C クラス : 99 点以下

なお、年間ランキング表は、12月末日までに集計したものを本会機関誌やホームページ上に案として年度開始前に掲載し、3月末日までに実施された公式大会の成績を含めたものを再編集・更新しなければならない。また、再編集・更新された年間ランキング表は速やかにホームページ上にて再掲載した上で、遅くとも毎年度4月末日までに各都道府県協会へ配布しなければならない。

第 11 条 2A 及び 3A 取得者が一時退会後、再入会して競技に参加する場合、出場できるクラスを下記の通りとする。

(1) 2A の取得者は、退会して中一年置いて再入会した場合、A クラスへ出場するものとする。中二年以上置いて再入会した場合は、B 又は、C クラスへ出場するものとする。

(2) 3A 取得者は、退会して中一年及び、中二年置いて再入会した場合、A クラスへ出場するものとする。中三年以上置いて再入会した場合は、B 又は、C クラスへ出場するものとする。

2. 退会した会員で、退会時に 3A、2A、1A にそれぞれランクインされた者が、前項の規定による一定期間を置いて再入会し、公式大会に参加するとき、A クラスに該当する者を除いて、A クラス以外のそれぞれ定められたクラスに出場し、A クラスの得点を挙げた場合は、本人の希望により、次からの公式大会は、A クラスにおいて出場が出来るものとする。

3. 年度途中のランクイン昇格は認めない。

第 12 条 地方公式大会においては、当該大会のクラス分けに応じて、各種目及び各クラスにおいて第 1 位から第 3 位までの入賞者に、賞状及び記念品が贈呈される。賞状については、本会が指定したものが使用されなければならず、記念品については、主管する都道府県協会・部会の判断に委ねるものとする。

第 13 条 各競技大会は、本会が定める運営機構によって運営され、本部公式大会 3 名以上、地方公式大会 1 名以上の審査団が構成されなければならない。

第 14 条 競技委員長は、本部公式大会の審判員を、経験豊かな有資格者の中から選任する。ただし、本部公式大会においては、当該競技会へ参加する選手が審査団や審判員を兼務することはできない。

2. 地方公式大会においては、主管する都道府県協会・部会の競技運営責任者が必ず出席し、大会記録票の運営責任者欄に署名、押印するものとする。
3. 全日本選手権大会や国民体育大会においては、1級審判員の資格を保持していなければ審査団や審判員を務めることができない。また、本部公式大会においては、当該競技会へ参加する選手が審査団や審判員を兼務することはできない。

第 15 条 理事会が特に必要と認めたとき、この規程の賞典以外に表彰することができる。

第 16 条 地方公式大会を実施する団体は、下記の公認料等を本会へ納入するものとする。

1. 公認料（クレー射撃競技）

- 1 大会につき 50,000 円
2. 公認料（ランニング・ターゲット競技）
30,000 円（ライフル銃競技）
10,000 円（スラッグ銃または空気銃競技）
3. 奨励金及び地方公式参加料
本規程第 7 条規定の通りとする。
また、奨励金の対象事例は別表の通りとする。

第 17 条 地方公式大会においては、主管する地方協会・部会より委嘱された競技役員は、当該団体関係者または当該ブロックより選出されている本会の競技委員会委員と協力して競技運営にあたらなければならない。また、競技に伴うセツトについては、主管する地方協会・部会より予め本会へ登録されているセツト員が責任を持ってこれを行なわなければならない。

第 18 条 大会を主管する地方協会・部会は、大会終了後 2 週間以内に所定の様式に基づき、公式大会報告書、成績、第 16 条規定の公認料等を本会へ提出・納付しなければならない。

2. 大会を主管する団体が公認料を納入していない大会は、公式大会と認められず、競技者の成績も公認されない。

附 則

昭和 51 年 4 月 1 日 施 行
昭和 62 年 4 月 1 日 改 正
平成 3 年 11 月 28 日 改 正

平成 4年 3月17日 改正

平成 7年10月16日 改正

平成28年 2月20日 改正

令和 5年 3月 6日 改正 (*2022年度第8回理事会承認)

本部公式大会規定

第1条 本会は、本部公式大会として次の競技大会を実施する。

1. 春夏秋冬の季別本部公式大会
2. 全日本選手権大会（一般）
3. 全日本女子選手権大会
4. 国民体育大会又は国体リハーサル大会
5. 強化委員会指定による国際大会派遣予選会
6. グランド・マスター大会、ビギナーズ・マッチ大会
7. JOC ジュニアカップ大会
8. 理事会において承認を得た競技大会

第2条 上記大会は、トラップ、スキート共2射面以上を持つ本会公認射撃場で実施することを原則とする。

但し、国体リハーサルを兼ねた本部公式大会、国際大会派遣予選会等、理事会で承認を受けた競技大会については、各1射面しかない公認射撃場であっても、当該競技会を開催しても良いものとする。

第3条 第1条第1項から第4項までに定める本部公式大会への参加は全て申込み制とし、指定締切日までに所定の参加申込書へ必要事項を記入の上、参加料を添えて本会へ送付するものとする。

なお、当該参加料や送金先については、別途大会要項において大会開始1ヶ月前までに本会ホームページへ告知するものとし、一旦納入された参加料は、い

かなる理由があっても返金せず、且つ、出場の権利を他に譲渡してはならない。

第1条第5項から第7項までに定める競技大会については、当該実行委員会や当該委員会が協議の上、別途実施要項を作成し、同要項所定の方法により参加申込みや参加料の納付を行うものとする。

第4条 前年度の全日本選手権大会（一般）で3位以内の入賞選手については、優先出場権（シード権）を与え、参加料は免除する。

第5条 第1条に示す公式大会のうち、春夏秋冬の季別本部公式大会及び全日本選手権大会（一般）は125個撃ちとし、全日本女子選手権大会、国民体育大会、国体リハーサル大会は100個撃ちを原則とする。

(*シニア大会についてはグランドマスター大会へ移行の為廃止とする。)

また、125個撃ちの場合は2日間競技、100個撃ちの場合は1日間競技とすることが、国民体育大会については参加人数や開催会場の面数などの諸条件を考慮し、国体委員会が競技日程を別途決定するものとし、国体リハーサル大会と本部公式大会を兼ねて実施する場合も同様とする。

なお、理事会で承認を得た特例大会については、撃数、日程は、別途協議の上決定する。

第6条 本部公式大会へ派遣される競技役員には、本会の役員の報酬等及び費用に関する規程並びに旅費規程に基づき、旅費、日当、宿泊費、食費が支給される。

附 則 昭和62年 4月 1日 施 行

平成 3年11月28日 改正

平成 4年 3月17日 改正

平成28年 2月20日 改正

令和 5年 3月 6日 改正

地方公式大会規程

第1条 本会に加盟している都道府県協会及び部会は、単独、または協同して、地方公式大会を開催することができる。

第2条 地方公式大会は、毎年 11 月末日までに都道府県協会から、大会名称、日程、開催地、その他の必要事項を記入の上申請する。申請に基づいて、競技委員会が協議の上最終決定を行い、理事会の承認を経るものとする。

(* 競技規定第 6 条第 3 項)

第3条 地方公式大会を実施する都道府県協会は、大会開催の 1 ヶ月前までに所定の様式によって、当該ブロック傘下の地方協会に対し、大会要項を示した案内状を送付しなければならない。

第4条 大会は、各種目共 100 個撃ち以上とする。

第5条 各ブロックでは、当該ブロック傘下の地方協会登録会員を対象とした選手権大会を開催することができる。
なお、この大会の主管協会は、当該年度の幹事地方協会が担当する。

第6条 国民体育大会への参加出場権を決定するために行われる国体ブロック予選は、地方公式大会を兼ねて実施することができる。
この場合、当該ブロック傘下の地方協会登録会員のうち、所定手続きや資格を経た者しか参加することができず、且つ、この大会の主管協会は、当該年度の

幹事地方協会が担当する。

第7条 大会には、本会競技委員会に登録されている競技委員、もしくは当該ブロックから推薦登録されているブロック担当責任者のうち1名を競技運営責任者として、主管する地方協会長が委嘱しなければならない。

また、トラップ種目並びにスキート種目の各セットについては、前述の競技委員、もしくはブロック担当責任者、または予め本会へ登録されているセット員の指示により調整されなければならない。

第8条 地方公式大会を実施するときは、下記の公認料等を本会へ納入するものとする。

(*競技規定第16条)

1. 公認料（クレー射撃競技）

1大会につき 50,000円

2. 公認料（ランニング・ターゲット競技）

1大会につき 30,000円（ライフル銃競技）

1大会につき 10,000円（スラッグ銃または空気銃競技）

3. 奨励金及び地方公式参加料

本規定第7条規定の通りとする。

また、奨励金の対象事例は別表の通りとする。

第9条 地方公式大会は、当該大会のクラス分けに応じて、各種目及び各クラス共第1位から第3位までの入賞者に、賞状及び記念品を贈呈する。

また、賞状については、本会が指定したものが使用されなければならず、記念

品については、主管する都道府県協会・部会の判断に委ねるものとする。

(* 競技規定第 12 条)

附 則

平成28年 2月20日 改 正

会場選定マニュアル

公認射撃場

G I :全日本選手権大会(ISSF)

公認射撃場

G II :春夏秋季本部公式大会(ISSF)
ロック別本部公式大会(ISSF)
マスター・ビギナー(MASTER)

公認射撃場

G III :ロック別地方公式大会(JCSA)

公認射撃場検定基準 (35点満点)

A A A	30~35点
A A	25~29点
A +	20~24点
A -	19点以下

«評価項目»

- ①射面数
- ②式典ベース
- ③トイレ・更衣室
- ④食事施設
- ⑤銃保管・弾販売
- ⑥駐車場
- ⑦鉛対策

詳細別紙

簡易表						
ランク	G 1	G 2	G 3	G 4		
A A A	○	○	○	○		
A A		○	○	○		
A +			○	○		
A -					○	

G IV:地方公式大会(JCSA)

公認射撃場

JSPO:施設基準
国体リハーサル大会 (JCSA)
国民体育大会 (JCSA)

奨励金事業

次の4項目に該当する選手・チームに対して規定の奨励金を授与。

1 国際競技会入賞者に対する奨励金

*別添一覧表参照

2 国民体育大会入賞チームに対する奨励金

総合成績	金額	総合成績	金額
優勝	50万円	第5位	10万円
準優勝	37万5千円	第6位	7万5千円
第3位	25万円	第7位	5万円
第4位	12万5千円	第8位	2万5千円

合計：150万円

3 全日本選手権大会入賞者に対する奨励金

	全日本選手権大会		全日本女子選手権大会	
	トラップ	スキート	トラップ	スキート
優勝	10万円	10万円	10万円	10万円
準優勝	5万円	5万円		
第3位	3万円	3万円		

* 2021年度第5回理事会 承認（2022年10月6日）

4 優秀な成績を記録した選手（個人）に対する奨励金

＜基準：125個撃ち本部公式＞

ストレート賞	金額	3A得点	金額
50ストレート	5万円	120点	3万円
75ストレート	10万円	121点	5万円
100ストレート	30万円	122点	7万円
125ストレート	50万円	123点	10万円
		125点	20万円

＜基準：ビギナー・マスター＞

ストレート賞	金額	3A得点	金額
50ストレート	2万円		
75ストレート	4万円		
100ストレート	8万円		

＜基準：100個撃ち地方公式＞

ストレート賞	金額	3A得点	金額
50ストレート	3万円		
75ストレート	5万円		
100ストレート	10万円		

* 2021年度第6回理事会 承認（2022年3月30日）

（一社）日本クレー射撃協会

獎 励 金 基 準

次の4項目に該当する選手・チームに対して規定の奨励金を授与。

1 国際競技会入賞者に対する奨励金

*別添一覧表参照

2 国民体育大会入賞チームに対する奨励金

総合成績	金額	総合成績	金額
優勝	50万円	第5位	10万円
準優勝	37万5千円	第6位	7万5千円
第3位	25万円	第7位	5万円
第4位	12万5千円	第8位	2万5千円

合計：150万円

3 全日本選手権大会入賞者に対する奨励金

	全日本選手権大会		全日本女子選手権大会	
	トラップ	スキート	トラップ	スキート
優勝	10万円	10万円	10万円	10万円
準優勝	5万円	5万円		
第3位	3万円	3万円		

* 2021年度第5回理事会 承認（2022年10月6日）

4 優秀な成績を記録した選手（個人）に対する奨励金

＜基準：125個撃ち本部公式＞

ストレート賞	金額	3A得点	金額
50ストレート	5万円	120点	3万円
75ストレート	10万円	121点	5万円
100ストレート	30万円	122点	7万円
125ストレート	50万円	123点	10万円
		125点	20万円

＜基準：ビギナー・マスター＞

ストレート賞	金額	3A得点	金額
50ストレート	2万円		
75ストレート	4万円		
100ストレート	8万円		

＜基準：100個撃ち地方公式＞

ストレート賞	金額	3A得点	金額
50ストレート	3万円		
75ストレート	5万円		
100ストレート	10万円		

* 2021年度第6回理事会 承認（2022年3月30日）

（一社）日本クレー射撃協会

国際競技会入賞者に対する褒賞金基準

(単位:万円)

	オリンピック		1. 世界選手権 2. 世界クレー選手権 3. ワールドカップ 4. アジア大会 5. アジア大陸選手権	
	個 人	MIX・TEAM	個 人	MIX・TEAM
優 勝	250	200	30	30
2 位	150	100	20	20
3 位	100	50	10	10
4 位	50	30		
5 位	40			
6 位	30			
7 位	20			
8 位	10			

◆表中の網掛けは全て対象外とする。

◆対象は個人成績、MIX成績も対象とする。

◆オリンピック出場枠 (QP) 獲得者への褒賞金は、2008年北京五輪終了後廃止する。

* 2021年度第3回理事会にて決定 (2021年10月27日)

(一社)日本クレー射撃協会